平成２５年（フ）第２７７号
熊本市中央区南坪井町５番１号　池田ビル308
債務者　青柳　　隆
1　決定年月日時　平成25年６月５日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月31日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２５年（フ）第３２９号
熊本市東区花立３丁目15番７号　ガーデンハウス202号室
債務者　木山かおり
1　決定年月日時　平成25年６月４日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月31日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２５年（フ）第３３４号
熊本市北区清水新地２丁目５番８号　ロマーノハイツ清水Ⅰ202、前住所熊本市中央区坪井１丁目４番５号　リバーサイドハイツ403
債務者　山中　理沙（旧姓北橋）
1　決定年月日時　平成25年６月４日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月31日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２５年（フ）第３１号
山口県宇部市大字際波529番地14、従前の住所山口県美祢市伊佐町伊佐5394番地４
債務者　菅原　　保
1　決定年月日時　平成25年６月５日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月１日まで
山口地方裁判所宇部支部

平成２５年（フ）第３９号
山口県宇部市山門５丁目４番10号、従前の住所山口県美祢市大嶺町東分来福台３丁目６番地８
債務者　木本アツ子
1　決定年月日時　平成25年６月５日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月１日まで
山口地方裁判所宇部支部

平成２５年（フ）第２９１号
千葉県船橋市海神町南１丁目744番地１　ライオンズマンション西船橋第２―403号
債務者　栗原　正裕
1　決定年月日時　平成25年６月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月２日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２５年（フ）第３９２号
千葉市若葉区貝塚町192番地４　市営住宅貝塚第２団地２棟306号
債務者　榎本　恵子
1　決定年月日時　平成25年６月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月２日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２５年（フ）第４００号
千葉市若葉区小倉台４丁目４番14棟109号
債務者　藤﨑さおり
1　決定年月日時　平成25年６月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月２日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２５年（フ）第４１７号
千葉県市原市今津朝山642番地１　フラワーハイツＢ101
債務者　本山　佳美（旧姓濱野）
1　決定年月日時　平成25年６月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月２日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２５年（フ）第４２１号
千葉県船橋市前原西７丁目８番２号バルセローラ103号、申立時の住所千葉県船橋市前原西６丁目１番３棟404号
債務者　油橋　久蔵
1　決定年月日時　平成25年６月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月２日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２５年（フ）第４３１号
千葉県船橋市金杉台１丁目２番14棟501号
債務者　荻原　　功
1　決定年月日時　平成25年６月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月２日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２５年（フ）第４６３号
千葉県習志野市谷津１丁目10番９―207号
債務者　鈴木　由実
1　決定年月日時　平成25年６月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月２日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２５年（フ）第２０４号
兵庫県姫路市飾磨区亀山85番地松村アパート東側
債務者　北村　敏夫
1　決定年月日時　平成25年６月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月２日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２５年（フ）第１０２号
長崎県長崎市坂本２丁目３番６号　セントヒルズⅡ
債務者　市原　朱里
1　決定年月日時　平成25年６月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月２日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第２９０号
仙台市青葉区上杉６丁目１番16―207号
債務者　橋田チヱ子こと　橋田チエ子
1　決定年月日時　平成25年６月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月５日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２５年（フ）第３２３号
仙台市若林区伊在字東通34番地　仮設住宅15号棟５
債務者　三浦　　優
1　決定年月日時　平成25年６月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月５日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係